

話題の掘り下げ

遺族間の相続トラブルを予防する有力な方法の一つは、財産を残す人があらかじめ遺言書を作つておくことだ。愛知県東海市の行政書士、佐山和弘さん(四七)の体験などを参考にして、遺言書の効力や作成に際しての注意点などをまとめた。

(白井康彦)



遺言書作成するには

んだ。一ヵ月が過ぎたころ、やっと協議書の内容を認めた返事が戻ってきた。

親子ですし職人だった佐山さん。父は一〇〇七年に急死した。遺産を相続するのは母と佐山さん、妹の三人のつもりでいた。遺産は店舗とその土地だけで、当時、一家は店の売り上げで暮らしていた。父は相続の準備を何もしていなかったため、「母がすべてを相続」という方針を決め、妹も了解してくれた。

ところが、父の四十九日

法要の翌日、相続手続きを依頼した司法書士から「もう一人相続人がいる」と告げられた。父の前妻の娘だけが、前妻やその娘の存在は初耳で驚いた。佐山さんや母の貯金は少なく、前妻の娘が強硬に法定相続分(六分の一)を主張したう、店やその土地を売って換金しなければならない。そうなると生活に困る。

そこで佐山さんは「母がすべてを相続」という内容の遺産分割協議書を、前妻の娘に送った。しかし、二週間、三週間がたつても返事はこない。気が気でない母は病気になるほど深く悩

むだ。一方で、毎日を過ごすことはなかつた」と強調する。

佐山さんは、遺言書の大切さを世間に伝え続けていくことを決心。猛勉強して行政書士の試験に合格。すし職人はやめた。今は遺言書の文案作りなどの相続サポートを仕事とし、講演活動にも力を入れている。

法的に有効とされる遺言書には、自筆による「自筆証書遺言」と、公証役場で作つてもうう「公正証書遺

言」がある。ただ、遺言書の内容を実現させやすい点オーライ。父が全財産を母に相続させるという遺言書を残してくれれば、不安なところに勝る。さらに公正証書遺言には財産分配など、実務的なことが記載される本文とは別に「付言事項」もある。佐山さんは「遺族に伝えたい気持ちを、ここに存分に書き込んでください」とアドバイスする。

佐山さんは自身の死に備えて公正証書遺言を作成済みだ。そこには妻への思いを率直につづっている。



遺産を残す人は法定相続人にどうわざず、遺言書で法定相続人だけに遺産を渡すような内容の場合、他の法定相続人から苦情ができる。ただし、特定の法定相続人からトラブルになりやすい。

どうしても特定の法定相続人に全部を相続させたいときは、他の法定相続人へ十分な説明をするといった対策が要る。公正証書遺言の付言事項に、さまざまなお事情を記載しておくよう勧める法律家も多い。付言事項のメッセージに法的な拘束力はないが、法定相続人が遺言を受け止めやすくな心理的な効果はある。

佐山さんの遺言

平成20年 第169号
遺言公正証書
本職は、遺言者 佐山和弘 の嘱託により、後記証人の立会をもって、次のとおり遺言者の遺言の趣旨の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、その所有する全ての財産を、妻の(四)一切の権限を有するものとする。

(付言事項)
妻へ

私は深い縁に導かれてお前と結婚しました。しかしながら、よそ頼りがいのある夫とはいえず、来る日も来る日も苦勞ばかりかけてしまってごめんね。本当に感謝の一言で言い表せません。

付言事項に思いや事情記載

公正証書遺言の作成原則として、遺言者が公証役場で公証人に遺言の内容を話し、公証人が公正証書遺言にまとめる。公証人は、元裁判官など法律実務家から法務大臣が任命する。公証役場は全国に約300カ所ある。